
TMI 特別セミナーのご案内

「改正下請法(取適法)の留意点と実務ポイント」

日 時： ≪会場開催≫

【大阪オフィス】

2025年10月28日(火)15:00~17:00(受付開始14:30)

【東京オフィス】

2025年10月30日(木)13:00~15:00(受付開始12:30)

≪オンデマンド配信≫

2025年11月25日(火)10:00~同年12月8日(月)16:00

※Vimeoによるオンデマンド配信となります。

ご利用にあたっては[こちら](#)の注意事項をご一読の上、お申し込みください。

会 場： 【大阪オフィス】 〒530-0017 大阪府大阪市北区角田町8-1

大阪梅田ツインタワーズ・ノース36階

【東京オフィス】 〒106-6123 東京都港区六本木6-10-1

六本木ヒルズ森タワー22階 セミナールーム

※受付事務との関係で、セミナー開始後30分以降は、入室をご遠慮いただくことがございます。

※質疑応答は会場開催のみ受け付けいたします。オンデマンド配信中の質疑応答は受け付けできませんので、何卒ご了承ください。

講 師： TMI総合法律事務所 東京オフィス 海住 幸生 パートナー弁護士

東京オフィス 池田 絹助 弁護士

大阪オフィス 大栢 美緒 弁護士

参加費： 無料

TMI総合法律事務所では、主にクライアント様を対象に情報提供の場として、無料にて特別セミナーを開催しておりますが、今回は「改正下請法(取適法)の留意点と実務ポイント」と題するセミナーを開催いたします。

「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」が本年5月16日に成立し、来年1月1日から施行されます。本改正により、適用対象となる取引の基準として新たに従業員基準が追加されたほか、適用対象となる取引類型として運送委託、木型・治具等の製造委託が加わった結果、適用範囲が拡大するため、企業として、改正下請法(取適法)に準拠した対応として取引の確認・見直しが必要となります。また、規制内容についても、現行の買いたたき規制に加え、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止が定められたほか、手形払等が禁止されることとなりました。特に手形払等の禁止は、資金繰りにも影響する事項であるため、早めの準備が必要となります。さらに、下請中小企業振興法についても、運送委託が対象取引に加えられたほか、従来の従業員基

準が一部改正された結果、適用範囲が拡大しています。パートナーシップ構築宣言をもって下請中小企業振興法における振興基準の遵守を宣言した企業においては、改正下請法(取適法)とともに下請中小企業振興法の改正内容を理解し、その違い等を踏まえ、対応することが必要になります。

来年1月1日からの本格施行を前に、本セミナーでは、下請法及び下請中小企業振興法の改正点及びその背景・趣旨を解説するとともに、これらの改正によって必要となる具体的な実務対応について、最新の動向も踏まえて分かりやすく解説いたします。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

【概要】

1. 下請法・下請中小企業振興法の改正の概要
2. 下請法の改正内容
3. 下請中小企業振興法の改正内容
4. 実務対応のポイント
5. 質疑応答

【講師紹介】

海住 幸生

<経歴>

- 2002年 3月 早稲田大学法学部卒業
- 2006年 3月 一橋大学法科大学院修了
- 2007年 11月 最高裁判所司法研修所入所
- 2008年 12月 第二東京弁護士会登録
- 2009年 1月 TMI 総合法律事務所勤務
- 2012年 1月 大手メーカー法務部出向
- 2016年 4月 公正取引委員会審査局訟務官付審査専門官(主査)
- 2019年 5月 カリフォルニア大学バークレー校ロースクール卒業(LL.M.)
- 2019年 9月 ワシントン DC の米国連邦取引委員会(Federal Trade Commission)勤務
- 2020年 1月 ニューヨークの Winston & Strawn 法律事務所勤務
- 2020年 7月 TMI 総合法律事務所復帰
- 2022年 1月 パートナー就任
- 2025年 3月 一橋大学大学院法学研究科非常勤講師

池田 絹助

<経歴>

- 2015年 3月 東北大学法学部卒業
- 2017年 3月 東北大学法科大学院修了
- 2017年 11月 最高裁判所司法研修所入所
- 2018年 12月 第二東京弁護士会登録
- 2019年 1月 TMI 総合法律事務所勤務

大栢 美緒

<経歴>

- 2014年 3月 大阪大学法学部法学科卒業
- 2017年 3月 大阪大学法科大学院修了
- 2017年 11月 最高裁判所司法研修所入所
- 2018年 12月 東京弁護士会登録
- 2019年 1月 TMI 総合法律事務所勤務
- 2021年 11月 大阪弁護士会登録
TMI 総合法律事務所大阪オフィス勤務

【申込方法】

以下の、本セミナー専用申込ページより、申込をお願いいたします。

申込期間 : 2025年9月30日(火)10:00~同年10月14日(火)17:00

本セミナー専用申込ページ : <https://tmi.smktg.jp/public/seminar/view/29233>

※会場開催へのお申込について

- ・1社2名様までの受付とさせていただきます。ご希望される方が定員を超えた場合には、抽選とさせていただきますので、何卒ご了承ください(定員:大阪オフィス20名、東京オフィス120名)。
- ・後日オンデマンド配信の視聴用URLもご案内いたしますので併せてご活用ください。

【注意事項】

- ・録音・録画はご遠慮ください。
- ・恐れ入りますが、企業内弁護士・弁理士を除く弁護士・弁理士の方(企業に出向されている弁護士・弁理士の方を含む)の参加はご遠慮ください。
- ・ご登録いただいた情報から所属先の確認ができない方など、当事務所が適切ではないと判断した際には、個別にご連絡することなくご参加・ご視聴をお断りする場合がございますので予めご了承ください。
- ・やむを得ず開催方式の変更、中止等が生じる可能性がありますので、予めご了承ください。
- ・会場開催にあたり、体調がすぐれない方(発熱、咳など風邪の症状がある方を含みます)は、ご参加をお控えくださいますようお願いいたします。

<本件に関するお問い合わせ先>

TMI 総合法律事務所

e-mail: seminar_subcontracting-act@tmi.gr.jp

【東京オフィス】担当:小野・川和 電話:03-6438-5511(代表)

【大阪オフィス】担当:越智・岡本 電話:06-6311-0577(代表)